

「健康な職場づくり」のおすすめ

健康づくりで社員が元気に



目次

- 協会けんぽ千葉支部長からのご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 健康経営推進の背景について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 協会けんぽ千葉支部の医療費状況について・・・・・・・・ P 8
- 健康な職場づくりに向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 健康づくりのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21
- 協会けんぽからのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 31
- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P 34

協会けんぽ千葉支部長からのご挨拶

健康づくりは経営者の責任

新型コロナウイルスの感染拡大により、従業員の健康が事業の継続や生産性の維持向上に不可欠であると再認識された経営者も多いと思います。また、少子高齢化が進み生産年齢人口の減少に伴い、年々若い従業員の採用確保が難しくなり、高齢従業員の体調を気にしながら、その労働力に頼っている中小企業も増えています。安定した人材確保のためには雇用環境の整備などを進めていく必要があり、その中でも職場における健康づくりは重要なファクターといえます。

健康づくりはこれまで従業員の自主性に任せていた部分が大半だったのではないのでしょうか。しかしながら、これからは経営者の皆さまが従業員の健康づくりに責任を持って取組んでいかなければならない時代です。

「健康な職場づくり」に向けて

協会けんぽ千葉支部では、平成27年10月より「健康な職場づくり宣言」事業を開始しました。取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、経営者の皆さまは人材確保に向けて、明るく・楽しく・働き甲斐のある職場づくりが不可欠であると益々強く認識されており、「健康な職場づくり」宣言はその一助となるものと確信しております。

経営者の皆さま、健康づくりに責任を持って取組むために、まずは「健康な職場づくり」宣言から始めてみませんか。我々協会けんぽ千葉支部がサポートいたします。今後益々の事業発展に向けた、「健康な職場づくり」のために我々を積極的にご活用頂きたいと思います。

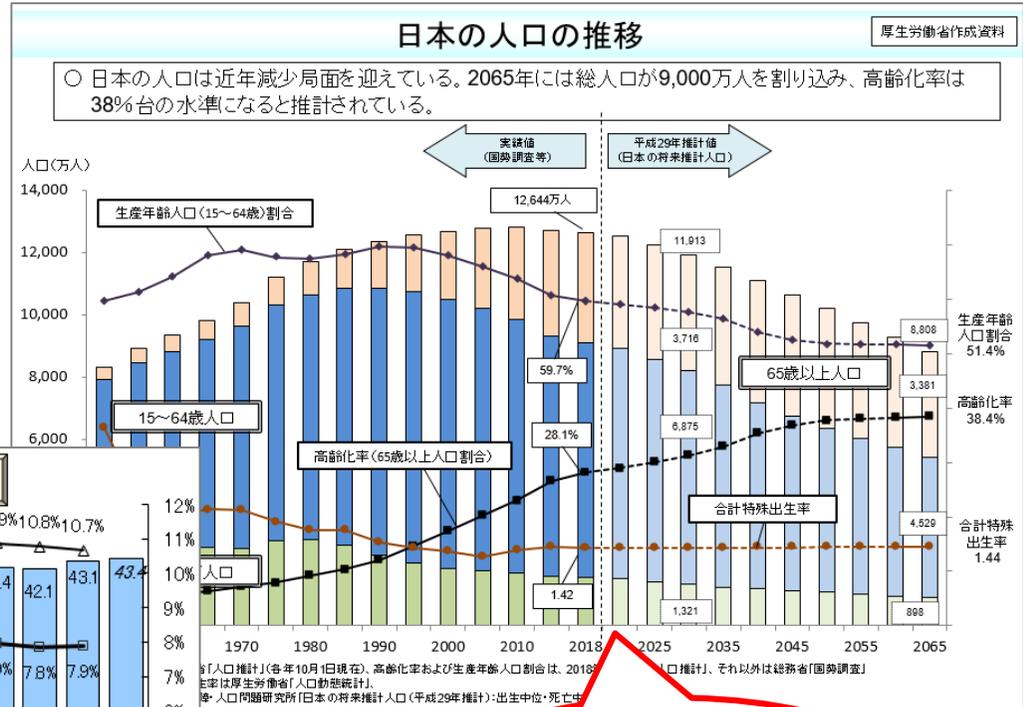
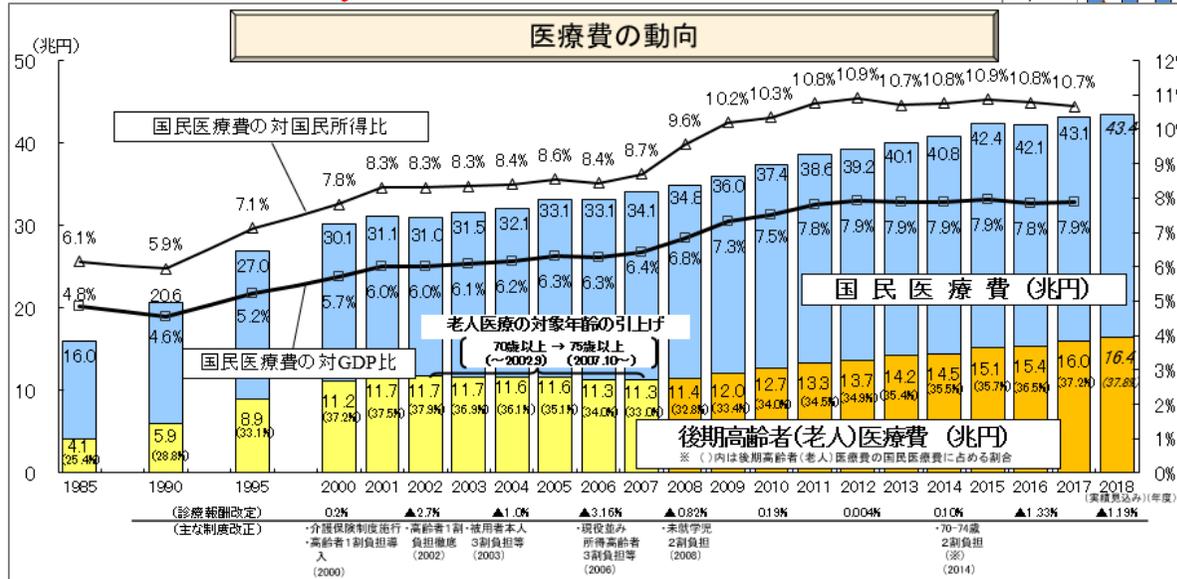
健康経営推進の背景について

日本を取り巻く状況について

- 近年、高齢化による医療費の増加や少子化による生産年齢人口の減少に伴う、労働力の確保が問題となっています。協会けんぽ千葉支部ではこの状況を踏まえ企業が健全な経営を維持していくため、「健康経営の推進による健康な職場づくり」の普及促進を進めています。

日本の国民医療費は
16.0兆円 → 43.4兆円
(1985年) → (2018年)
過去30年で約**2.7倍**に

医療費負担の増加



日本の人口は減少局面
生産年齢人口も減少
労働者の不足

※令和2年9月15日開催 第106回全国健康保険協会運営委員会資料より一部抜粋

健康経営とは

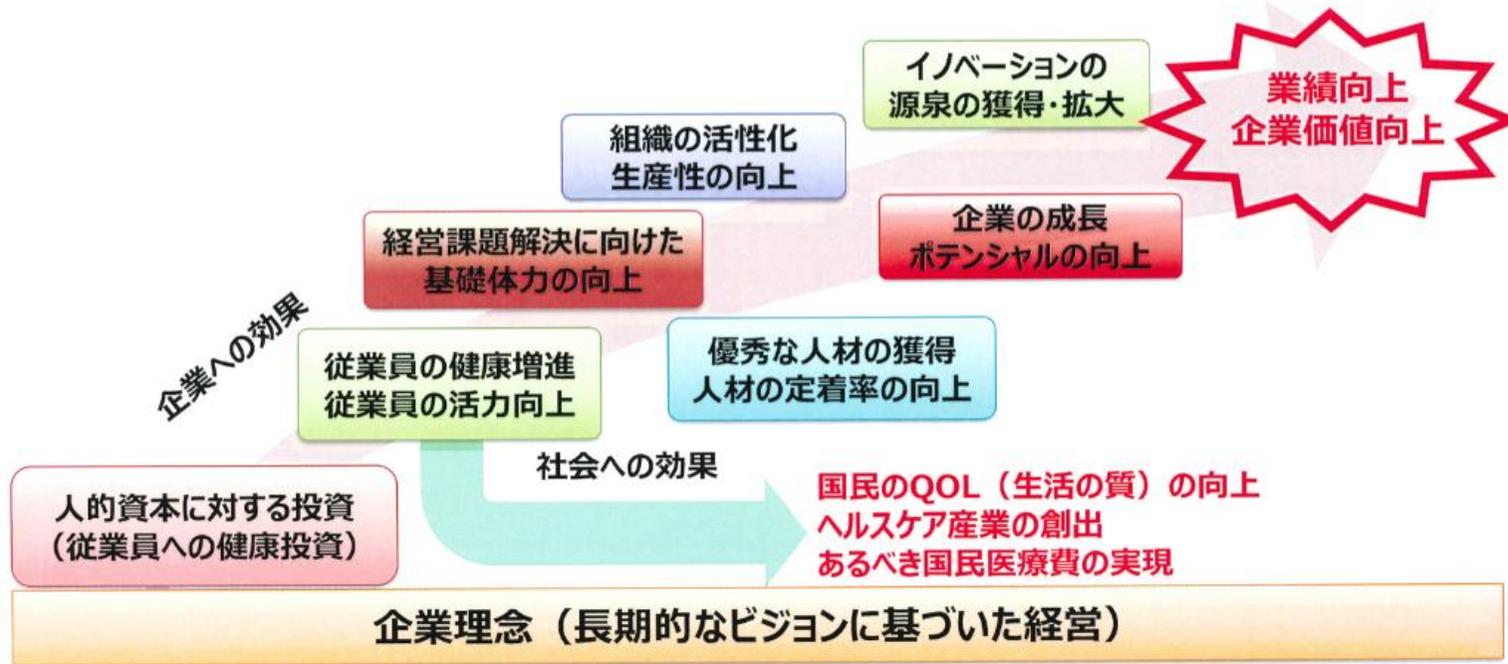
- 健康経営とは、従業員の健康管理に積極的に取り組み、生産性の向上やイメージアップに繋げ、健全な経営を維持していく経営手法のことで、経済産業省では以下のとおりとしています。

「健康経営・健康投資」とは



- 健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。
- 健康投資とは、健康経営の考え方に基づいた具体的な取組。
- 企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や組織としての価値向上へ繋がることを期待される。

※「健康」とはWHOの定義に基づく、「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」をいう。
出典：日本WHO協会ホームページ



健康経営の効果について①

- 健康経営の各種取組における企業価値等への寄与や業績との関係です。健康経営については短期的に効果が出るものではなく、長期的に継続していくことで効果が出てきます。

健康経営は続けるほど
効果が大きく

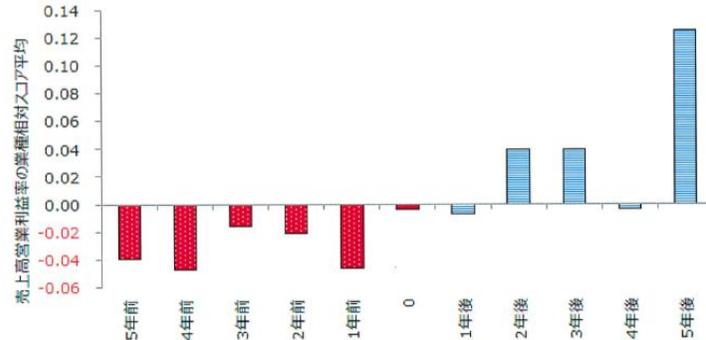
健康経営と企業業績との関係性



- 健康経営を開始した年を「0」とした際の、5年前から5年後までの売上高営業利益率の業種相対スコア（業種内において健康経営を推進した企業の利益率が相対的に高いか低いかを把握する指数）の平均値を比較。
- 健康経営を開始する前の5年以内では、売上高営業利益率の業種相対スコアは負を示し、業種相対で利益率が低い状況であることを反映している一方で、健康経営を開始した後の5年間では、業種相対スコアは正の値を示す傾向にあった。

健康経営開始前後の5年以内の売上高営業利益率の業種相対スコア

N=475



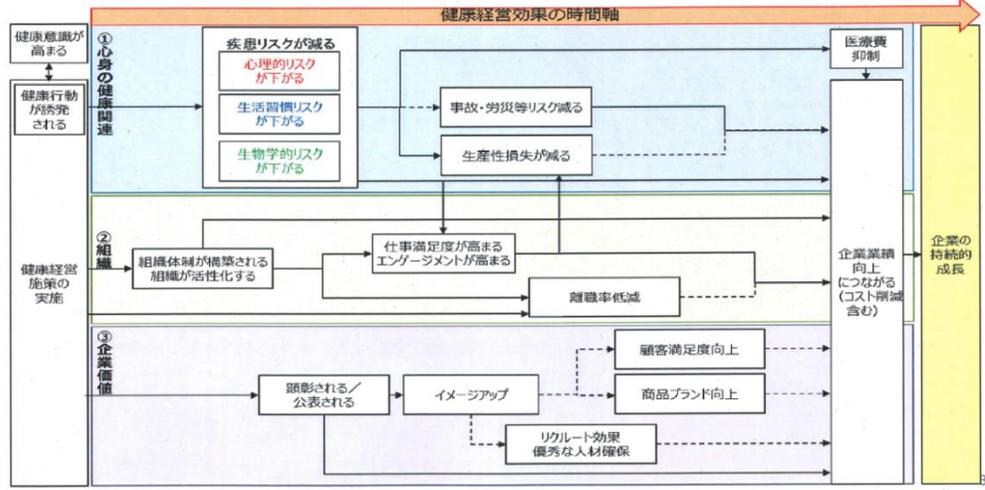
経営を始めた時点を中心とした前後の最長5年以内の売上高営業利益率の業種平均スコアの平均値、5年前より後に健康経営を始めた場合はサンプルは無いとする

健康経営施策による企業価値等への寄与の検討



- 健康経営の効果は①心身の健康関連（個人の心身の健康状態の改善による生産性の向上）、②組織（組織の活性化）、③企業価値（企業価値の向上）の3つに分類しフロー図を整理。
- 今後は、従業員の健康維持・増進の取組を土台として、健康経営の実践による組織の活性化や企業価値の向上に関して検討を進めていく。

<健康経営の効果フロー>



健康経営の効果について②

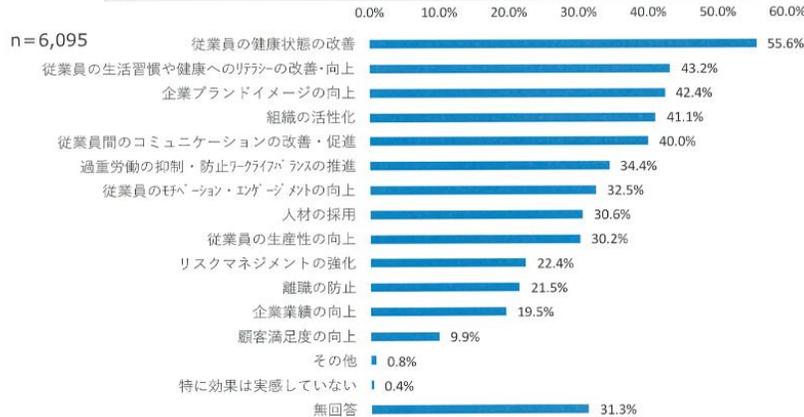
- 令和元年度に経済産業省が行ったアンケート結果から、ブランドイメージの向上、組織の活性化・生産性向上、人材採用・離職防止、企業業績の向上に効果があるとの結果が得られています。
- 健康経営優良法人など、健康経営実践法人では離職率についても低下が見られています。

健康経営を推進する中小企業が実感している効果



- 中小企業における健康経営の実態把握のため、健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）の申請においてアンケートを実施（2019年10月末時点）。企業が実感している効果について質問しており回答は以下のとおり。
- 多くの効果を実感しており、ブランドイメージの向上、組織の活性化・生産性向上、人材採用・離職防止、企業業績の向上に効果があると回答。

Q.健康経営に取り組むことでどのような効果を実感していますか。

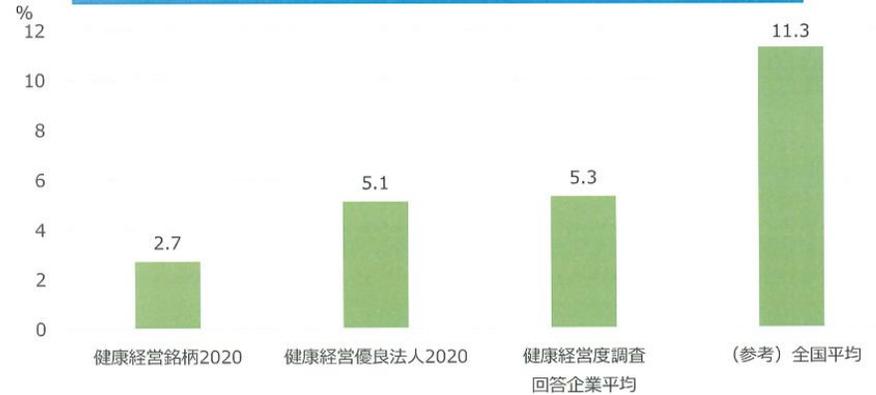


健康経営をしている企業では離職率が低い



- 健康経営度調査を分析すると、健康経営度の高い企業の方が離職率は低い傾向。
- 2018年における全国の一般労働者の離職率と比較しても低い傾向。

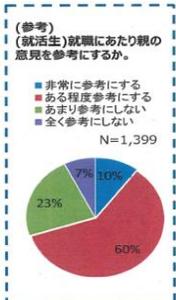
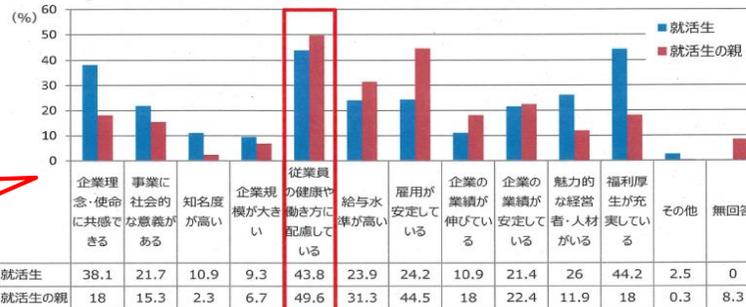
健康経営銘柄、健康経営優良法人における離職率



※離職率の全国平均は「厚生労働省 平成30年雇用動向調査結果の概況」に基づく。（ただし健康経営度調査の回答範囲と異なる可能性がある）
 ※離職率＝正社員における離職者数の設問/正社員数を各社ごと算出し、それぞれの企業群で平均値を算出
 ※なお、離職率に関する設問は健康経営度調査の評価には含まれていない。

企業の健康づくりが
就活生の判断基準に

Q. (就活生) 将来、どのような企業に就職したいか。(3つまで)
 Q. (親) どのような企業に就職させたいか。(3つまで)

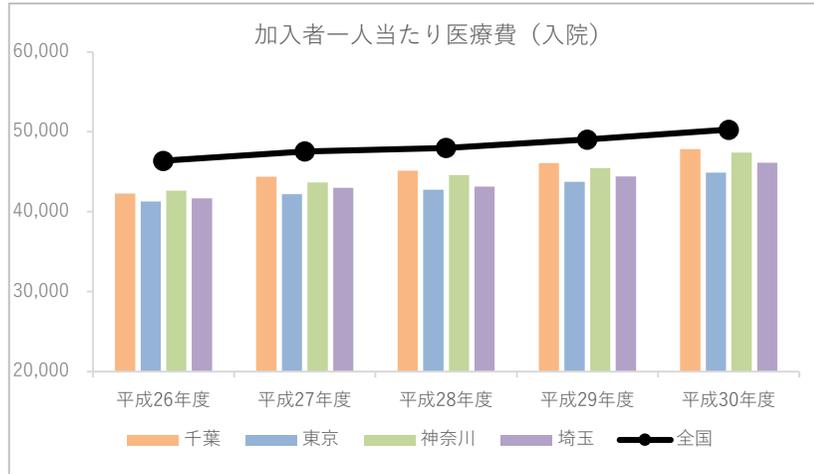


※就活生のN数1399、親のN数1000における複数回答数を就活生、親それぞれで百分率にして比較

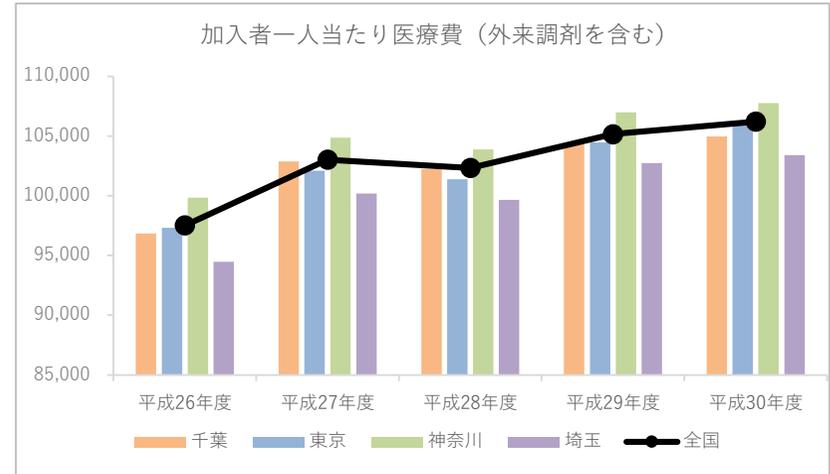
協会けんぽ千葉支部の医療費状況について

加入者一人当たり医療費について

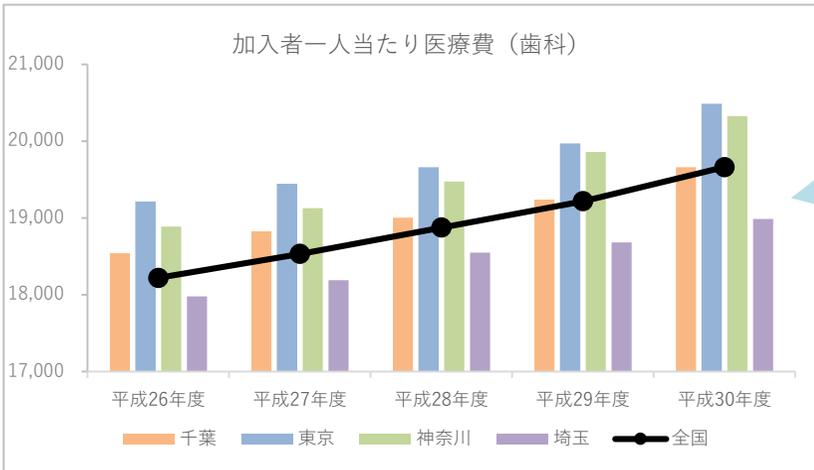
- 平成26年度～平成30年度の1都3県の一人当たりの医療費状況です。千葉支部において、入院・外来における医療費は、全国平均以下であるが、入院にかかる医療費は、1都3県では一番高い傾向にある。
- 歯科における医療費は、どの年度においても全国平均より高い傾向にある。



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
千葉	42,255	44,374	45,132	46,087	47,851
東京	41,270	42,199	42,753	43,725	44,901
神奈川	42,637	43,674	44,562	45,456	47,412
埼玉	41,675	42,968	43,135	44,409	46,132
全国	46,379	47,539	47,979	49,037	50,270



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
千葉	96,848	102,865	102,245	104,416	104,961
東京	97,307	102,094	101,391	104,458	106,030
神奈川	99,833	104,852	103,868	106,985	107,755
埼玉	94,472	100,198	99,668	102,734	103,392
全国	97,528	103,018	102,332	105,161	106,214



歯科における医療費は、全国平均よりも高い
→ 重症化する前の健診が重要！

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
千葉	18,543	18,825	19,004	19,239	19,662
東京	19,213	19,445	19,661	19,969	20,488
神奈川	18,888	19,130	19,474	19,859	20,327
埼玉	17,980	18,191	18,551	18,682	18,989
全国	18,221	18,533	18,876	19,217	19,662

健康な職場づくりに向けて

健康な職場づくりに向けて

平成 27 年 8 月

〇〇〇〇 御中

全国健康保険協会千葉支部
千葉労働局
千葉県健康福祉部

「健康経営」の普及による健康づくり事業の推進について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は労働行政並びに千葉県政及び協会けんぽの事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、我が国は、世界に類をみないスピードで高齢化と人口減少が進んでおり、平成 27 年度の国民医療費は 41.5 兆円でありましたが、団塊の世代の方が 75 歳以上となる平成 37 年度には 54 兆円に達し、生産年齢人口は現在の約 8,000 万人が約 7,000 万人に減少すると推計されています。

こうした推計から国として、健康寿命の延伸と労働生産性の維持のため、国の成長戦略の一つに健康戦略を掲げ、国民の健康づくりによる疾病予防や重症化予防を推進することとされています。

千葉労働局、千葉県及び協会けんぽ千葉支部では、企業に勤務される方の健診受診及び保健指導の受診促進による重症化予防のため、事業主様に事業者健診結果の提供をお願いしています。

また、千葉県及び協会けんぽにおいても、平成 26 年に「千葉県民の健康づくり推進に向けた包括的連携に関する協定」を締結し、「健康づくりの推進」、「特定健康診査及びがん検診等の受診促進」、「健康情報の共有」等連携協力して県民の皆様の健康づくりに取り組んでいるところです。

今般、協会けんぽ千葉支部においては、国の方針並びに千葉県との協定を踏まえ、千葉県民並びに加入事業所の皆様の健康増進と重症化予防を推進するため、各企業や関係団体様と連携して、事業主様が社員の健康管理への積極的な取り組みにより生産性向上に繋げ、健全な経営を維持する「健康経営」の普及促進による健康づくりの推進を目的とし、幹部等が加入事業所様や経済団体、業界団体などに訪問のうえ、説明と協力依頼を実施することとしています。

つきましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが県民の健康づくりの推進のため、事業主の皆様並びに関係団体の皆様のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

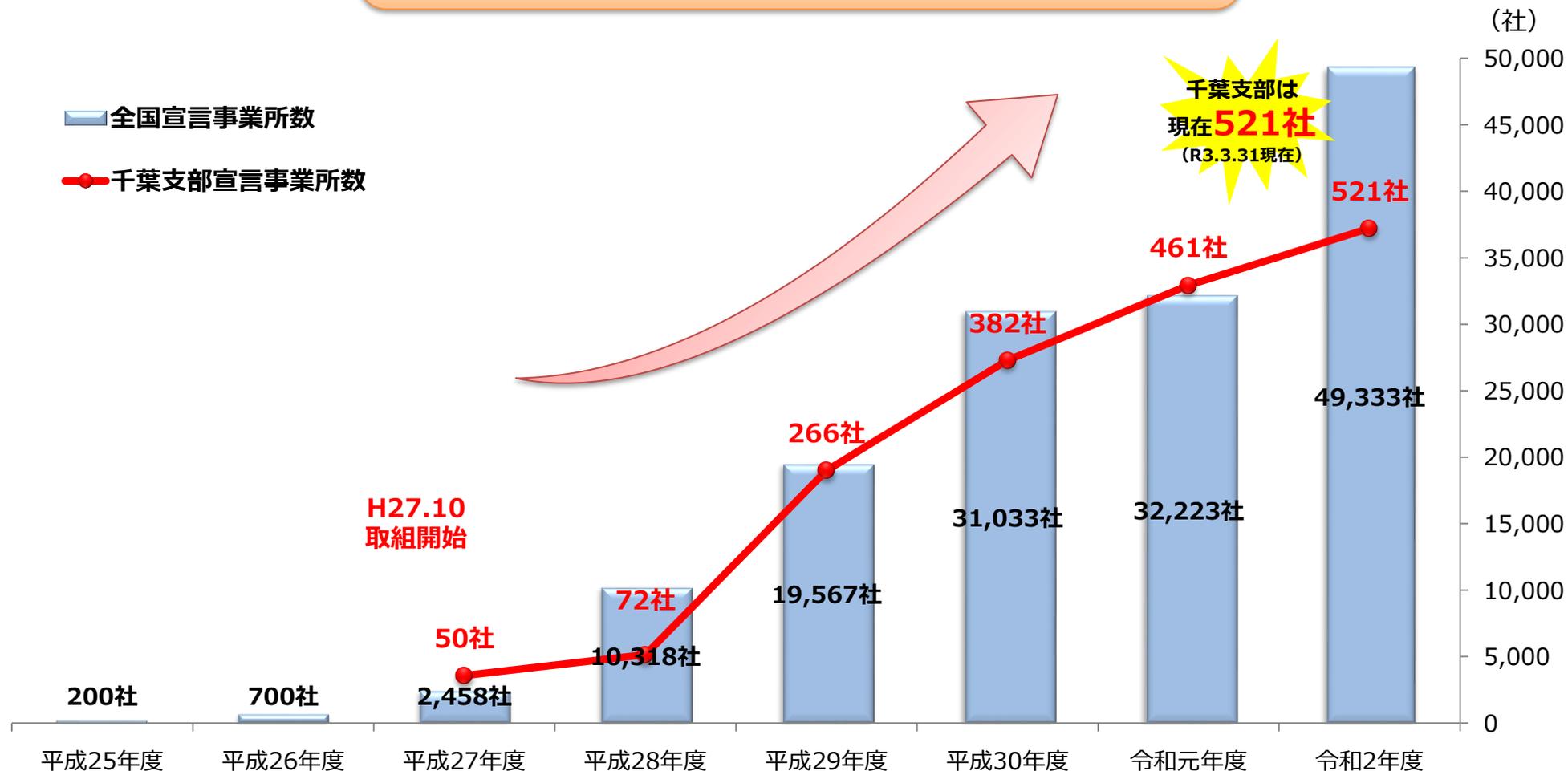
※「健康経営」は、健康経営研究会の登録商標となっています。

- **協会けんぽ千葉支部では、これらの状況を踏まえ、事業主の皆様**に「**健康な職場づくり宣言**」事業を推進しています。
- 「**健康な職場づくり宣言**」を行い従業員や外部の方に対し**健康づくりに取り組む企業であることをアピールすることで、従業員の皆様の健康づくりに関する意識の高まり、健康増進・企業の活力向上にもつながる**と考えています。
- **健康づくりに経営者が責任を持って取り組んでいく時代です。健康づくりのための第 1 歩として「健康な職場づくり宣言」を行いましう。**

協会けんぽの健康宣言事業の実施状況について

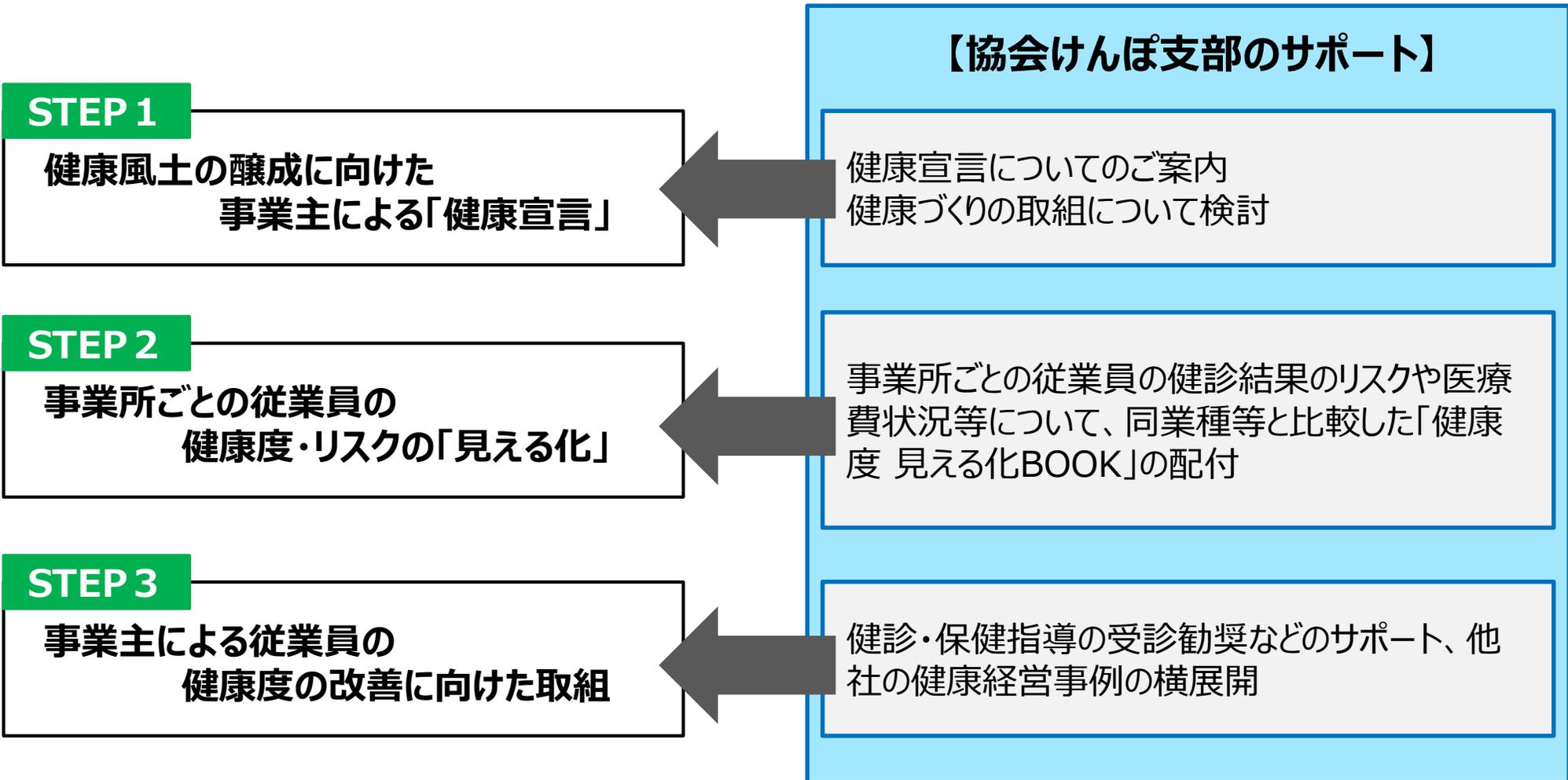
- 健康宣言事業は協会けんぽ全47支部において実施しています。地方自治体や経済団体、金融機関などと連携を図り、地域の実情に応じた取組を進めており、令和3年3月時点において、**全国で49,333社が健康宣言**を行っています。

「協会けんぽにおける健康宣言の実施状況」



健康宣言事業と協会けんぽのサポートについて

- 協会けんぽでは地域の特色に応じた、健康宣言事業を実施しており、3ステップで事業主をサポートしています。
- 「健康度 見える化BOOK」の配付により、企業ごとの健康状況、課題を整理していただきます。また、健診・保健指導の受診勧奨などをおし、事業所における健康づくりの取組を協会けんぽが強力にサポートします。



5 受診勧奨

→「要治療」「要精密検査」
の方にできるだけ早く医療
機関に受診するようお声
かけ等をしましょう。

6 家族の健診

→ご家族（被扶養者）に特定
健診の受診をするようお声
かけ等をしましょう。
また、事業主様と千葉支部
長の連名で文書を送付する
こともできます。

※ご希望の場合は協会けんぽ千葉支部に
ご連絡ください。

7 健康セミナーの開催

→千葉支部では宣言された事
業所様へのセミナー講師派
遣を無料で行っています。
従業員向けに運動やメンタ
ルヘルスのセミナーを実施
しましょう。

協会けんぽ千葉支部 企画担当宛【FAX043-308-0633】

健康な職場づくり宣言書

わが社は協会けんぽ千葉支部と連携して、従業員が心身ともに健康に働ける職場を目指して
下記項目に取組むことを宣言します。

①～④は必須項目です。 必ずチェック印をしてください。

①	本人の健診	協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診 協会けんぽへの事業者健診結果の提供(40歳以上)	いずれの方法で 全員受診(受診)
②	保健指導 (メタボリック等対象者)	協会けんぽによる特定保健指導を50%以上実施	
③	喫煙対策	禁煙または分煙の実施	
④	健康保険委員の 登録	社内健康保険制度の周知 従業員とその家族の方の健康管理を積極的に実施 ◆健康保険委員新規登録(すでにご登録いただいている場合は「延名」のみご記入ください。) 健康保険証 記号・番号 氏名 メールアドレス (任意) ○ご記入のメールアドレスは月間メールアドレスを記載します。	

⑤～⑧の項目から1つ以上選択してください。 1つ以上チェック印をしてください。

⑤	受診勧奨 (健診結果が悪い方)	早期治療により重症化を予防するため、産業医及び衛生管理者等による 医療機関での早期受診勧奨の実施	
⑥	家族の健診	ご家族様に特定健診の受診勧奨を実施	
⑦	健康セミナー開催	外部講師を活用した社内向け健康セミナーの実施	
⑧	その他の取組 (実施予定でも可)	(例)新卒の研修、ストレッチ、就業後の食事 など	

事業所記号(健康保険証記号)		○ご記入等でも構いません。
事業所名称		
事業所所在地	〒 - -	
電話番号		担当者名
ホームページアドレス*		
*ホームページアドレスは協会けんぽ千葉支部のホームページで宣言いただいた事業所様向けのみとして提供します。(登録を希望する場合はご記入ください。)		
宣言日	年 月 日	事業所名

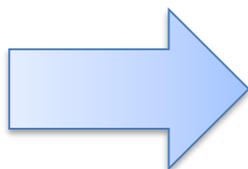
2021.4

8 その他の取組

→事業所様独自で行う健康づ
くりの取組をご記入くださ
い。
これから実施する予定の取
組でも構いません。

事業所記号等及び宣言日

→事業所記号等、各事項を
ご記入ください。
→「宣言日」は任意です。
ご記入日で構いません。



自社でできる取組から始めましょう!!

健康な職場づくり宣言を行った事業所へのサポートについて

1. 支部長名で認定証を発行し、宣言一覧と併せて事業所へお送りします。
2. 健康宣言事業所として、協会けんぽ千葉支部ホームページへ事業所名を記載します。

※貴社のホームページのURLをリンクさせることができます。

健康な職場づくり宣言一覧

〇〇〇〇〇〇 株式会社

我が社は、下記の内容に積極的に取り組めます。

取組内容		
① 本人の健診	協会けんぽの生活習慣病予防健診を全員受診 協会けんぽへの事業所健診結果の提供(40歳以上) (※いづれかの方法で全員受診(済))	✓
② 保健指導 (2人制シフト制等)	協会けんぽによる特定保健指導を50%以上実施	✓
③ 喫煙対策	禁煙または分煙の実施	✓
④ 健康保険受給者の登録	社内で健康保険制度の周知 従業員とその家族の方の健康管理を積極的に実施	✓
⑤ 受診勧奨 (視診勧奨を含む)	早期治療により重症化を予防するため、産業医及び 衛生管理番号による医療機関での早期受診勧奨の実施	✓
⑥ 家族の健診	ご家族様に特定健診の受診勧奨を実施	✓
⑦ 健康セミナー開催	外部講師を派遣し社内向け健康セミナーを実施	✓
⑧ その他の取組 (実施予定あり)	10時と15時にストレッチ	✓

認定証

〇〇〇〇〇〇 様

貴事業所は「健康経営の推進による健康な職場づくり」を宣言した事業所であることを認定いたします

令和〇〇年〇月〇日

全国健康保険協会千葉支部
支部長 〇〇〇〇〇 印

1. 健康な職場づくり宣言一覧及び認定証

全国健康保険協会 協会けんぽ

千葉県支部

健康な職場づくり宣言事業所一覧

令和〇〇年〇月〇日

協会けんぽ千葉支部では、「健康な職場づくり」の推進に向けて、支部職員が事業所を訪ね、事業主様、ご担当者様にご質問とご協力をお願いしております。以下は、健康な職場づくり宣言を行った事業所です。

◆千葉県内55箇所一覧 ※宣言事業所がある自治体は下書きで表示されています。

01: 千葉市	02: 船橋市	03: 習志野市	04: 船橋市	05: 船橋市
06: 千葉市	07: 船橋市	08: 船橋市	09: 船橋市	10: 船橋市
11: 千葉市	12: 千葉市	13: 船橋市	14: 船橋市	15: 船橋市
16: 船橋市	17: 船橋市	18: 船橋市	19: 船橋市	20: 船橋市
21: 船橋市	22: 船橋市	23: 船橋市	24: 船橋市	25: 船橋市
26: 船橋市	27: 船橋市	28: 船橋市	29: 船橋市	30: 船橋市
31: 船橋市	32: 船橋市	33: 船橋市	34: 船橋市	35: 船橋市
36: 千葉市	37: 千葉市	38: 千葉市	39: 千葉市	40: 千葉市
41: 船橋市	42: 船橋市	43: 船橋市	44: 船橋市	45: 船橋市
46: 船橋市	47: 船橋市	48: 船橋市	49: 船橋市	50: 船橋市
51: 船橋市	52: 船橋市	53: 船橋市	54: 船橋市	55: 船橋市

◆こちらに事業所名を掲載

2. ホームページ掲載イメージ

健康な職場づくり宣言を行った事業所へのサポートについて

4. 宣言事業所向けサービス※が受けられます。

※広報紙の送付、無料の出張健康セミナーの受講、スポーツジムの優待、無料の歯科健診など。その他、新しい健康づくりの取組も検討中。

5. 経済産業省が主催する健康経営優良法人認定制度に申請することができます。

6. ハローワークの求人票に「健康な職場づくり宣言」実施事業所であることを記載し、求職者にアピールすることができます。

会社の特長
 協会けんぽ千葉支部認定「健康な職場づくり宣言」事業所（宣言 No.123）として、明るく・楽しく・働き甲斐のある職場づくりに取り組んでいます。
 また、当社の商品は幅広い年齢層の方に支持され、今年も3店舗を新規出店しました。入社時には、当社独自の教育研修プログラムを全員が受講、安心安全の食品衛生と接客で高い評価をいただいております。

※求人票作成時にハローワークとご相談することをお勧めします。
 「会社の特長」欄だけでなく、「特記事項」や「備考」欄も有効です。

6. 求職票イメージ

【STEP2】事業所ごとの従業員の健康度・リスクの「見える化」

- 協会けんぽ千葉支部では、保有する医療費データや健診結果等から、事業所の健康状況やリスク（課題）を「見える化」した「健康度 見える化BOOK」を作成・配付しています。「健康度 見える化BOOK」では健診受診率や生活習慣病リスク保有率、医療費について前年度や支部平均、同業種平均との比較ができます。

千葉支部では、以下の6つの取組状況の貴社の状況（実施状況や千葉支部内での順位等）を「見える化」しました。

「見える化した項目」

1. 健診受診率
2. 特定保健指導初回面談実施率
3. 生活習慣病リスク
4. 従業員の運動習慣・食習慣のリスク
5. 医療費
6. ジェネリック医薬品使用割合

点数や順位で
立ち位置を
見える化



III 生活習慣病リスクについて

令和元年度の被保険者にかかる生活習慣病予防健診等の受診結果を集計し、同業種及び千葉支部の平均と比較したものです。赤線が各項目における貴社のリスク保有状況を示したものであり、面積が小さいほど保有リスクが少なくなります。

【被保険者】 ■ 貴社 ■ 同業種 ■ 千葉支部

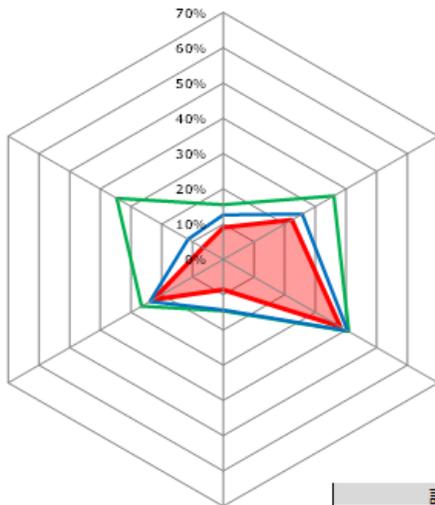
面積が
小さいほど
good

面積が
大きいほど
bad

貴社の評価
B 9,530 / 27,273

メタボリスク	
貴社	9.0%
同業種	12.6%
千葉支部	15.5%

喫煙者割合	
貴社	6.7%
同業種	11.4%
千葉支部	34.7%



脂質リスク	
貴社	22.9%
同業種	23.9%
千葉支部	26.6%

腹囲リスク	
貴社	22.4%
同業種	25.8%
千葉支部	36.0%

血圧リスク	
貴社	38.1%
同業種	40.5%
千葉支部	40.9%

血糖リスク	
貴社	8.6%
同業種	14.3%
千葉支部	14.6%

計算式
該当者数
健診受診者数

協会けんぽからのコメント

貴社は同業種と比べて **脂質** のリスクに要注意です。

生活習慣病
リスク保有率から
課題を確認

V 医療費について

平成29年度から令和元年度の被保険者一人当たり月平均医療費を掲載しています。一人当たり医療費は貴社の各年度毎の平均被保険者数を基に算出しています。

【被保険者】一人当たり月平均医療費

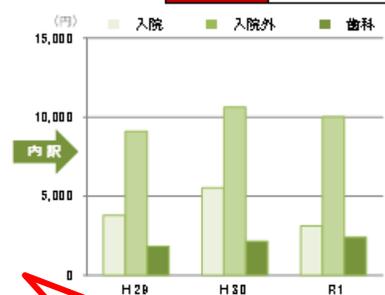
(貴社の平均年齢 51.5 歳) (同業種平均年齢 54.4 歳)
(貴社の令和元年度平均被保険者数 272.3 人)

貴社の評価
C 51,906 位 / 71,561社 (R1)



年度	貴社	同業種	千葉支部
H29	14,765	15,516	13,329
H30	18,321	15,525	13,555
R1	15,543	16,521	13,919

注)「貴社」→20,000円以上の場合は非表示

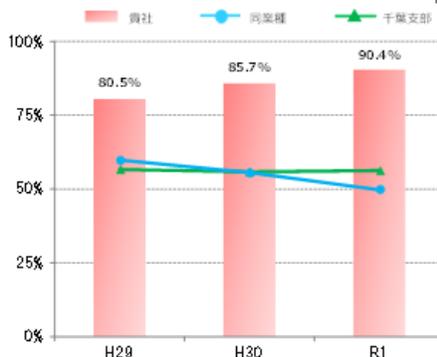


医療費の
経年比較を
「見える化」

I 健診受診率等

平成29年度から令和元年度の被保険者・被扶養者にかかる
千葉支部の平均と比較したものです。

【被保険者】 (貴社の35歳以上被保険者数 (R1年度末) 232人)



	H29	H30	R1
貴社	80.5%	85.7%	90.4%
同業種	59.8%	55.5%	49.7%
千葉支部	56.6%	55.8%	56.2%

順位 (R1)
S 85.2% (R1)

順位 (R1)
(同業種) 72 位 / 226 社
(千葉支部) 12,862 位 / 25,544 社

計算式
健診受診者数
(生活習慣病予防健診受診率
+ 障害者健診受診率)
× 35歳以上被保険者数
(年度末時点)

健診受診率や
保健指導実施率を
「見える化」

注) (a) について・・・千葉支部は、40歳以上被保険者数

【STEP3】健康度の改善に向けた取組、千葉支部のサポート

- 協会けんぽ千葉支部では、前述の「健康度 見える化BOOK」や事業所に宣言いただいた健康宣言の項目を踏まえ、事業所の健康な職場づくりに関する取組をサポートしています。協会が行っている主なサポートは以下のとおりです。

健康な職場づくりの取組

1. 健康づくり担当者の設置

・宣言項目4

2. 健康課題の把握

・宣言項目 1, 6

3. ヘルスリテラシーの向上、 生活習慣病予防対策

・宣言項目7, 8

4. 保健指導

・宣言項目 2, 5

5. 健康増進の取組

・宣言項目 3

協会けんぽ千葉支部のサポート

1. 健康保険委員の登録

2. 生活習慣病予防健診等の実施

3. 健康づくり情報の提供、 健康セミナーの実施

4. 保健師等による特定保健指導 の実施

5. 禁煙促進事業



健康な職場づくりのポイント

1. 健康づくり担当者の設置

健康な職場づくりに向けて担当者は決まっていますか？

⇒ 協会けんぽの健康保険委員に登録しましょう！！

取組のポイント

- 健康な職場づくりを進めるためには、事業主や産業医、協会けんぽ（保険者）、健康経営アドバイザー等と連絡を取り合う担当者の設置が重要です。
- 健康な職場づくり担当者の設置と併せて、協会けんぽの**健康保険委員への登録**も行いましょう。
 - ・総務や人事の担当で、労働衛生や健診、社会保険事務に従事している方が登録している事例が多いです。
 - ・健康保険委員にご登録いただきますと健康保険の事務手続き冊子、会社の健康づくりの参考となる情報を掲載した広報紙をお送りしているほか、各種セミナーや研修会、申請書送付サービスのご案内をさせていただきます。
 - ・全国で約19万人の方に健康保険委員として協力いただいています。（令和元年度末）
- 健康保険委員登録時に、**メールマガジンの登録も併せて**行いましょう。
 - ・協会けんぽからのお知らせや健康保険のよくある質問等、様々な情報を月に1回お届けしています。



登録はこちら

2. 健康課題の把握について

従業員の皆様は健診を100%受診していますか？

⇒ 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受診しましょう！

取組のポイント①

- 協会けんぽでは、35歳以上の従業員（被保険者）を対象に、日帰りドック並みの健診項目である「生活習慣病予防健診」を実施しています。また、受診費用については協会けんぽから補助が受けられます。
 - ・協会けんぽからは健診の案内を年度当初に事業所あてにお送りします。
 - ・健診を受けやすい環境整備のため、健診実施機関（全国で約3,400機関）や検診車の巡回機会のさらなる拡充を進めています。
 - ・生活習慣病予防健診を受診すると、健康経営優良法人の認定要件である保険者へのデータ提供の条件を満たすこととなります。なお、生活習慣病予防健診を受けていない場合は40歳以上の従業員の健診結果の提供に関する「同意書」を提出いただくことで条件を満たします。

➡ **皆さまの健診結果等を基に【STEP2】「健康度 見える化BOOK」を作成しています**
- 健診の受診状況を把握し、受診漏れを防ぎましょう
 - ・健診当日に、健康上や仕事上の理由等で受診できない場合もあります。健診実施時期を年間で数回に分けて実施するなど、受診できなかった場合の対策も準備しておくことが重要です。
 - ・検診車を利用している場合も、受診できなかった従業員が漏れなく受けられるよう最寄りの健診機関と契約しましょう。

2. 健康課題の把握について

取組のポイント②

● 従業員のご家族の皆様は特定健診を受けられます！

- ・協会けんぽでは40歳以上のご家族（被扶養者）様の特定健診を実施しています。
- ・健診の費用については協会けんぽが一部補助を行っていますので、**個別健診は0円**又は**950円**、**集団健診は0円**で受けられます。

※健診実施機関や集団健診の日程は協会けんぽ千葉支部ホームページでご確認ください。

- ・特定健診を受けるための受診券は4月に従業員（被保険者）様の自宅にお送りしていますので、年に一度は特定健診の受診をお願いします！

「勸奨文書（見本）」

● 事業主様と協会けんぽ千葉支部長の連名でご家族の方に受診勧奨を行いましょ。

- ・従業員のご家族が健康でいることは、従業員の皆様の不安を軽減することとなります。
- ・従業員のご家族の皆様にも事業主様からも直接特定健診の受診勧奨を行ってみませんか。

※この項目を宣言した場合は事業主様のメッセージを確認させていただいたうえで右側の勸奨文書を協会けんぽから発送いたします。

事業主様からの
メッセージは
こちらに記載

特定健診受診のお願い

ご家族の皆様、日頃より当事業所の業務にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

この度、皆様が入社している健康保険の協会けんぽ千葉支部より「従業員のご家族の皆様にも年に一度の特定健診を必ず受けていただきたい。また、多くの方に受診していただけるよう、事業所からもバックアップしていただきたい。」との協力依頼がありました。

私は、従業員が安心して働けるのは、ご家族の健康があってこそだと考えております。そのため、ご家族の皆様も、特定健診を受診していただきますようお願い申し上げます。

また、既に特定健診を受診いただいているご家族の皆様におかれましては、来年度以降も継続的に受診していただきますようお願い申し上げます。

協会けんぽでは、多くの加入者の皆様に健康で良い生活を送っていただきたいと考え、事業主様に、ご家族の特定健診受診のご協力をお願いいたしました。

お忙しい毎日と存じますが、ご自身の健康とご家族の安心のため、**※受診券を使って、ぜひ年に一度は特定健診を受診していただきますようお願い申し上げます。**

ご家族の皆様のご健康を心から願っております。

全国健康保険協会 千葉支部
支部長 ○ ○ ○

※受診券利用時の割引額 (6,650円) + 自己負担額 (1,498円または500円) = 特定健診費用

令和元年8月時点のデータを基にお送りしております。
すでに健康保険を脱退されている等、行き違いがありましたらご了承ください。

全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ
〒260-8645
千葉市中央区富士見 2-20-1
日本生命千葉ビル9F

健診専用ダイヤル：043-308-0525
代表電話番号：043-308-0521（受付時間：平日 8:30～17:15）
※お電話の際はお手元に保険証をご準備ください。

株式会社 □□□□
代表取締役 ○ ○ ○ ○

3. ヘルスリテラシーの向上、生活習慣病予防対策について

健康に対する従業員への教育は実施していますか？

⇒ 協会けんぽの健康な職場づくりに関する情報提供やセミナーを受けましょう！

取組のポイント①

協会けんぽ千葉支部では、健康な職場づくりをサポートをしています。

- **定期的に健康宣言事業所向け広報紙を発行しています。**
 - ・従業員の健康づくりに取組む事業所の好事例の紹介、健康レシピの掲載など、健康づくりに向けた情報を発信しています。
- **健康宣言事業所向けにスポーツジムの優待制度を実施しています。**
- **健康宣言事業所向けに無料・出張健康セミナーを行っています。**
 - ・講師は健康運動指導士や保健師等の有資格者が行います（専門業者へ委託）。
 - ・出張健康セミナーでは体を動かす運動形式のプログラムと講義形式のプログラムの両方を用意しています。

新型コロナウイルス感染症対策のため、
オンラインでの実施も可能です！

[運動プログラム] …「腰痛・肩こり予防ストレッチ」、「脳と体のリフレッシュエクササイズ！」など
[講義プログラム] …「メンタルヘルスセミナー」、「アルコール・タバコ講座」など

「広報紙「健康Times」」



「出張健康セミナーの様子」



3. ヘルスリテラシーの向上、生活習慣病予防対策について

取組のポイント②

● 健康づくりに関する漫画冊子を配付しています。

- ・メールマガジンにて連載していた健康づくりに関する漫画を冊子にしました。
- ・禁煙企画「吸ったもんだの日々」、ダイエット企画「肉取物語」、糖尿病改善企画「サトウさんとお付き合い始めました」、健診活用術「須内美留代は許さない」の4誌を無料で配付しています。

● 健康宣言事業所の好事例を集めた取組事例集を作成、配付しています。

- ・他社の事例を参考に、できることから始めましょう！

「健康づくりに関する漫画冊子」



「健康な職場づくり宣言取組事例集」



4. 保健指導の実施について

健診の結果、健康サポートが必要だと判明した方のフォローをしていますか？

⇒ 協会けんぽの保健師等による特定保健指導を利用しましょう！

取組のポイント

- 協会けんぽでは健診の結果、生活習慣病リスクの高い従業員に対する健康サポートとして、保健師や管理栄養士による、特定保健指導を行っています。
 - ・特定保健指導（以下、保健指導といいます。）は**無料**で受けることができます。
 - ・該当者に保健指導を受けてもらうためには、時間や場所の確保など、事業所の協力が必要です。
 - ・初回面談後、3～6か月後の達成状況の確認（実績評価）までサポートします。
- **健診当日に保健指導を実施している医療機関もあります。**
 - ・健診当日に保健指導を受けることで、より効率的で効果的な指導につながります。
 - ・対象の方が健診当日に保健指導を受けやすいように、時間を調整するなど事業所の配慮が重要です。

※実施医療機関はホームページでご確認ください。
- **健診の結果、治療が必要と判断されながら医療機関を受診していない方に対する受診勧奨を行っています。** ※収縮期血圧、拡張期血圧、空腹時血糖、HbA1cのいずれかの値が一定値を超えている方にお送りしています。
- 健康管理は、**健診を受けるだけでなくその後のフォローが重要です！** 医療機関への早期受診は病気の重症化を防ぎます。事業所でも健診結果を把握し、「要治療」、「要精密検査」と診断された方には医療機関への受診を勧め、重症化を防ぎましょう。

5. 受動喫煙に対する取組

事業所における受動喫煙対策などを行っていますか？

⇒ 協会けんぽが禁煙促進のお手伝いをします。

取組のポイント

- 建物内や敷地内の禁煙、完全分煙など、非喫煙者を煙に触れさせないための環境整備（受動喫煙対策）を進めましょう。
- 協会けんぽ千葉支部では喫煙者への禁煙指導（セミナーの開催等）や呼気一酸化炭素濃度測定を行っています。
- 事業主様と協会けんぽ千葉支部長の連名による「禁煙おすすめ通知」をお送りしています。また、禁煙成功者に対しては表彰状の送付も行っています。
 - ・令和元年度末時点累計実績値
「禁煙おすすめ通知」2,303名、「禁煙表彰状」529名に送付。
- 協会けんぽ職員が禁煙に取り組んだ過程を漫画化した冊子も配付しています。

《出張禁煙セミナーの様子》



《禁煙成功者への表彰状》



健康経営優良法人認定制度について

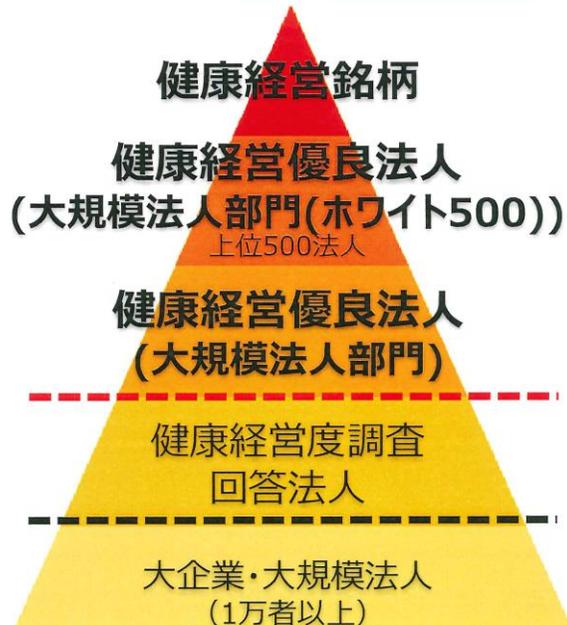
- 健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度で2016年に創設されました。
- 協会けんぽ千葉支部が実施している健康な職場づくり宣言を行うことで、健康経営優良法人認定制度への申請ができます。
- 「健康経営優良法人2021」では全国で大規模法人部門1,801法人（うち協会けんぽ322法人）、中小規模法人部門7,934法人（うち協会けんぽ6,531法人）が認定されています（令和3年3月31日現在）。

健康経営に係る顕彰制度（イメージ）

全国規模の取組

大企業等

中小企業等



千葉支部加入の法人 認定数

健康経営優良法人に認定された法人のうち、千葉支部加入の法人数は以下のとおりです。



健康な職場づくりに取り組むポイント!!

- 組織のトップと担当者のベクトルを同じに
- 「健康づくり」の前に「関係づくり」
- 自社の健康課題を把握する
- できることから無理せず始める
- 最初うまくいかななくても、あきらめずに続ける
- 意識改革だけでなく、環境を変える
- 協会けんぽを活用して効果的に取り組む

協会けんぽからのお知らせ

1. インセンティブ（報奨金）制度が始まっています！

- 協会けんぽの加入者・事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ（報奨金）が付与され、それを健康保険料率に反映させる制度で、**皆様の健康づくりの取組で保険料率が変わります。**
- 平成30年度から新たに導入された制度で、取組結果は2年後の健康保険料率に反映されます。

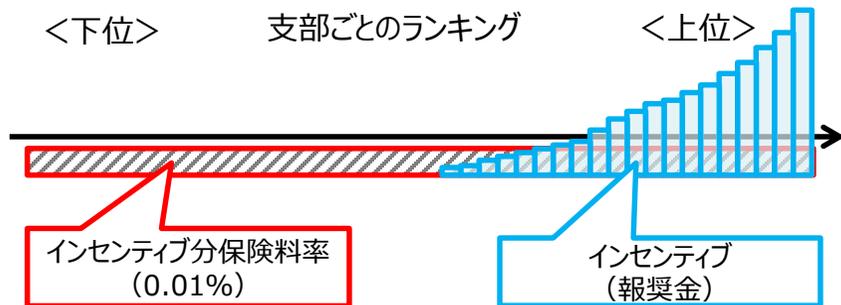
どう評価するの？

- 制度の財源となる保険料率として、全支部の保険料率の中に、新たに**0.01%※**（下図の赤で囲んだ部分）を盛り込みます。

※ 3年間で段階的に導入。取組結果は2年後の健康保険料率（H30の場合はR2の保険料率）に反映
«H30：0.004% ⇒ R1：0.007% ⇒ R2：0.01%»

- そのうえで、健診や保健指導の実施率等の評価指標に基づきランキング。上位過半数に該当した支部に、得点数に応じた報奨金を付与（下図の水色で囲んだ部分）することで保険料率を引き下げます。

【制度イメージ】



評価項目は？

以下の5つの取組の実績等に応じて評価を行います。

① 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診（従業員）、特定健診（家族）の受診をお願いします。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施している事業所様は、協会けんぽ加入者の方の当該結果のご提供をお願いします。

② 特定保健指導の実施率

- 健診結果で生活改善が必要と判定された方は、特定保健指導のご利用、受け入れをお願いします。

③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象者とならないように、普段から健康的な生活習慣を心がけましょう。

④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者への医療機関受診率

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者（再検査含む）」の判定を受けた方には、協会けんぽから医療機関への受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関への受診をお願いします。

⑤ 後発医薬品の使用割合

- 薬局でお薬を受け取る際は積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。

2. ジェネリック医薬品の使用にご協力をお願いします。

- ジェネリック医薬品の使用促進はインセンティブ制度の評価に加えて、医療費を直接削減することにも繋がります。現在、協会けんぽ千葉支部では**8割以上の方が**既にジェネリック医薬品を使用しています。
- 協会けんぽ千葉支部ではジェネリック医薬品使用促進のために「ジェネリック医薬品希望シール」や「お薬手帳カバー」を作成・配布していますので必要数をお知らせください。
- 毎年**8月と2月**は「**ジェネリック推進月間**」としてオール千葉体制で使用促進を図っています。協会けんぽからもお薬をジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額をお知らせしています。

ジェネリック医薬品は・・・



～お財布に**やさしい**～

新薬と比べて3～5割程度お薬代が安くなるが多いです。



～**安心**なお薬です～

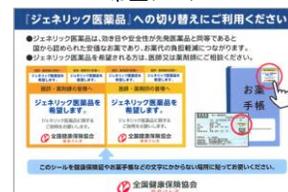
国が認可したお薬だけが販売されています。



～**変更は簡単！希望するだけ！**～

お手続きは簡単です。かかりつけの医師または薬剤師に相談しましょう。

《希望シール》



《お薬手帳カバー》



3. 保険証回収の徹底にご協力をお願いします。

- 退職される方の保険証は退職時に必ず回収をお願いします。
- 退職後に保険証を使用した医療機関等への不適切な受診が健康保険料率上昇の原因となっています。令和元年度の資格喪失後受診は協会けんぽ全体で**約48億円**、千葉支部では**約1億3,000万円**が発生しています。
- 「退職される方」、「就職などにより扶養から外れるご家族」がいる場合は次の3点を伝えていただきますようお願いします

1

現在お使いの保険証は、「**退職日の翌日、扶養から外れる日から無効**」となること。

2

退職日までに保険証を必ず事業所へ返却いただくこと。

3

退職後に保険証を使用してしまうと**後日、医療費を返還**しなければならないこと。

【ご注意ください】

- 保険証の回収及び協会への返納については、事業主に義務が課せられています。（健康保険法施行規則第51条）
- 退職後に健康保険任意継続の手続きをされた方、定年再雇用で、同日付の資格喪失届・資格取得届を行った場合も新たな保険証が発行されます。退職前に使用していた保険証は返納してください。
- 回収した保険証は日本年金機構に提出いただく「資格喪失届」「被扶養者異動届」に必ず添付してください。

參考資料

全国健康保険協会（協会けんぽ）の設立の背景・趣旨

- 平成18年の医療制度改革の際、政府管掌健康保険について、保険者機能の発揮、加入者・事業主の意見反映、都道府県単位の運営等、効率的な保険運営を図るため、民営化が決定。
- 平成20年10月、全国健康保険協会が設立。政府管掌健康保険を国から引き継ぎ、運営。
- 理事長及び47都道府県支部長にはすべて民間出身者を採用。職員の意識改革を図るとともに、民間のノウハウを積極的に取り入れ、業務の効率化やサービスの向上を推進。

政管健保

厚生労働省
社会保険庁

《事業の企画・立案》

- ・全国一本の保険運営
- ・現金給付等の現業的な業務が中心
- ・年金業務と併せて実施

問題点

保険者機能が不十分

- ・国と保険者の機能が重複
- ・地方の企画機能が不十分

加入者・事業主の関与が弱い

- ・加入者・事業主の事業運営への関与が弱い

全国一本の保険運営

- ・地域の医療費を反映した保険料率にならない

改革

【20年10月】
政府に代わる民間の保険者である全国健康保険協会の設立

【18年11月～20年9月】
設立委員会

【18年6月】
医療制度改革法の成立



理念

- ・加入者の健康増進
- ・良質かつ効率的な医療の提供
- ⇒加入者・事業主の利益の実現

設立趣旨

保険者機能の発揮

- ・国や都道府県の医療政策への意見発信
- ・加入者の健康づくり
- ・支部機能の強化

加入者・事業主の意見に基づく運営

- ・運営委員会・支部評議会での保険料率、事業計画等の議論
- ・加入者・事業主の声を聴く取組みを推進

都道府県単位の保険料率

- ・都道府県単位の医療費を反映した料率の設定

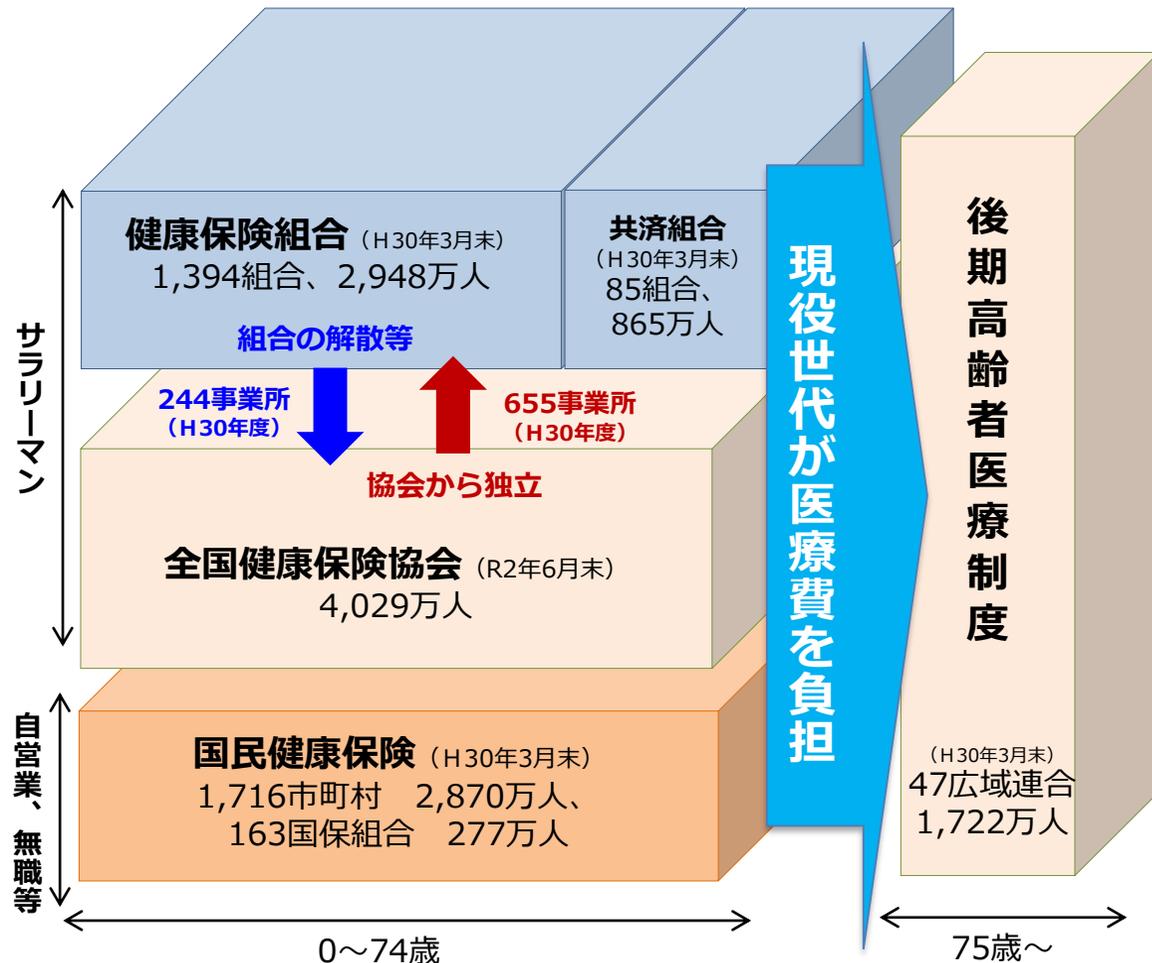
業務の効率化、お客様サービスの向上

- ・民間組織となり、本部・支部のトップを民間から採用
- ・本部・支部共同の業務改善提案制度、業務改革会議、システム改善ワーキンググループ等
- ・給付までの日数短縮や任継保険料の24時間納付などの利便性を高める取組みを推進

協会けんぽの規模

- 234万事業所、4,029万人（国民の3.2人に1人）が加入する日本最大の保険者。
- 中小・小規模企業が多く、事業所全体の約8割が従業員9人以下。

○保険者の位置づけ



○協会の事業所規模別構成 (R2年6月末)

